

基本目標 8 要保護児童等への適切な対応

〔現況と課題〕

児童虐待は、最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、保護者の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取り組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障がい児については、各保育園及び一部の幼稚園で受入れを行うとともに、児童デイサービス事業所等も利用が可能です。家族の介護負担や緊急時の預かりなどへの対応が必要となっています。

〔施策の方向〕

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 虐待防止ネットワークの強化
- (2) 早期発見、早期対応
- (3) 相談機能の強化
- (4) 母親の支援

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) 母子家庭の支援
- (2) 父子家庭の支援
- (3) ひとり親家庭等への中学校卒業祝金支給事業

3 障がい児施策の充実

- (1) 早期発見・早期療育
- (2) 障がい児に対する支援
- (3) 発達障がい児等に対する支援

(1) 虐待防止ネットワークの強化

① 要保護児童対策地域協議会

児童虐待防止ネットワークの充実により、要保護児童対策地域協議会の整備を図るとともに、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政等が連携して虐待防止に取り組めるよう関係機関との連携強化を図ります。

今後とも、ネットワークの強化に努め、広報・啓発活動や事例検討、ケース会議、関係者の研修等の事業を進め、虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応に努めます。

さらに、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業により、各家庭のニーズに合った、きめ細かな支援を実施していきます。

② 地域や民間の参加促進

また、児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生委員・児童委員はもちろんのこと、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

(2) 早期発見、早期対応

妊娠期から虐待予防の視点をもって保護者支援に努めます。

新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用して、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や保護等の早期対応に努めます。

(3) 相談機能の強化

虐待防止のために、保健、福祉、教育、社会福祉協議会等の各分野で連携をとり、虐待の可能性のある家庭について早期の相談体制の構築を図ります。

また、相談業務に携わる職員の資質向上を図ります。

(4) 母親の支援

家庭の母親の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、保育園の一時保育等の活用を促すほか、子育てサークルへの参加を促します。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
児童虐待防止市町村ネットワーク事業等の推進	関係機関が連携を密にし、効果的な対応を図ることにより児童虐待の防止、早期発見および早期対応並びに児童の健全な成長を図る取り組みを円滑に推進します。	市民	福祉部
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児の発育状況や保護者の心身の状況、養育環境などの把握や助言を行い支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ります。	生後4か月までの乳児と保護者	保健部
養育支援訪問事業	関係機関等からの情報収集等により養育の支援が必要と判断される家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事援助、または保健師等による育児に関する技術的支援を実施します。	養育の支援が必要と判断される家庭	福祉部
家庭児童相談室事業	家庭における児童の養育に係る諸問題（身体上精神上の障がい・躰・非行・虐待など）の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、適切な指導・助言を行い問題の解決を図ります。	児童養育上の諸問題を持つ家庭	福祉部

8-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 母子家庭の支援

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭の経済的自立や保育支援等を行っています。今後とも就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業を進めながら母子家庭を支援していきます。

(2) 父子家庭の支援

平成22年8月より父子家庭にも児童扶養手当が支給される見込みであり、母子家庭と同様に、相談事業等により家庭状況を把握し、子育てと仕事の両立が図れるよう適切な支援に努めます。

(3) ひとり親家庭等への中学校卒業祝金支給事業

ひとり親家庭等の中学校を卒業する生徒に対し、卒業祝金を支給します。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
児童扶養手当事業	母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と自立を促進し児童の福祉を増進するため、手当を支給します。	ひとり親家庭等	福祉部
自立支援教育訓練給付金事業	対象となる教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を助成し、能力開発の支援を行います。	母子家庭	福祉部
高等技能訓練促進事業	生活の安定につながる資格の取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち一定期間について、高等技能訓練促進費を支給し、生活の負担軽減を図ります。	母子家庭	福祉部
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して、疾病の早期診断、早期療養を促進し、健康の維持と増進を図るため、医療費の自己負担額の全額を助成します。	ひとり親家庭等	福祉部
一人親家庭等中学校卒業祝金支給事業	ひとり親家庭等の中学校を卒業する生徒に対し卒業祝金を支給し、向上心の高揚と福祉の増進を図ります。	ひとり親家庭等	福祉部
母子寡婦福祉資金貸付	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金などの貸付けを行います。	母子家庭の母及び児童	福祉部

8-3 障がい児施策の充実

(1) 早期発見・早期療育

障がいの予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

(2) 障がい児に対する支援

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅福祉サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

障がい児に対しては、各保育園や幼稚園等の施設で受け入れを図るとともに、障がい児通所事業の充実や保護者に対する児童相談事業等を推進し、家族への支援を図ります。

さらに、障がい児支援に携わる職員の資質向上を図ります。

(3) 発達障がい児等に対する支援

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など様々な特性の障がいがありますが、発達障がいを早期に発見し、幼児期から就学・就労に至るまでのライフステージに応じたとぎれのない支援を行う総合窓口として“育ちサポート室（仮称）”を設置し、相談や助言・検査等を行うとともに、関係機関とのネットネットワーク会議等を開催し支援の充実を図ります。

[具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
居宅介護事業	心身に障がいのある児童を養育している家庭で、介護して行く上で、身体介護・家事援助等ヘルパー派遣が必要な場合、介護軽減するため居宅介護を行います。	障がい児	福祉部
児童デイサービス事業	障がい児が保護者とともに通園することにより早期に療育訓練、日常生活における指導、集団への適応訓練、保護者に対する指導援助を行います。	18歳未満の障がい児	福祉部
短期入所事業	障がい児を介護している家族が疾病等の理由により居宅において介護ができない場合に、当該障がい児を一時的に保護します。	障がい児	福祉部
サマースクール	障がい児の長期休暇中における日中の場を確保することにより、介護者の負担軽減を図るとともに障がい児の日常生活の向上を図ります。	18歳未満の障がい児	福祉部
特別児童扶養手当事業	精神又は身体に障がいを有する児童の福祉の増進を図るため、その児童の保護者に手当を支給します。	20歳未満の障がい児	福祉部
障害児福祉手当	重度の障がいのため常時介護が必要な在宅の児童に手当を支給します。	20歳未満の障がい児	福祉部
障がい者医療費助成	障がい児などを対象に、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図るため、医療費の自己負担額の全額を助成します。	障がい児	福祉部
日中一時支援	障がい児等の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を得るために日中に施設で保護します。	障がい児	福祉部